

令和7年度クリーニング師試験受験案内

1 試験期日

令和7年9月3日（水）

2 試験会場

福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

福岡市博多区吉塚本町13番50号

3 試験科目及び時間

12:00～12:45	入室（8階803号会議室入口）	
12:45～13:00	筆記試験受験上の注意事項説明	
13:00～14:15	筆記試験	・衛生法規に関する知識 ・公衆衛生に関する知識 ・洗たく物の処理に関する知識
14:15～14:30	休憩	
14:30～14:40	実技試験受験上の注意事項説明	
14:40～14:50	実技試験 （試験時間 10分間）	洗たく物の処理に関する技能 ・繊維の鑑別 ・しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別

4 受験願書受付期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月18日（金）まで

ただし、郵便により申し込む場合は、令和7年7月18日（金）の消印のものまで受け付ける。

5 受験申込方法

（1）提出書類

ア 受験願書

イ 受験票・写真台帳（受験票が受験者に確実に届く住所を記載すること。）

ウ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、サイズ縦4.5cm横3.5cmで裏面に氏名を記入した上で**写真台帳に貼付。**）

エ 履歴書 1部（氏名は戸籍に記載されている文字を使用のこと。）

（電話番号は携帯電話など緊急時に連絡がとれる番号を記入すること。）

オ 受験資格のあることを証明する書類 1部

（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。）

※ 郵便により受験を申し込む場合は、卒業証明書に限る。

※ 卒業証書の写しによる場合は、願書受付時に窓口で原本を呈示すること。

※ 氏名に変更があった者は、戸籍抄本（申込前6月以内発行のもの）を呈示すること。

（2）受験手数料

7, 000円

(福岡県領収証紙により納付。ただし、県の保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所においては、キャッシュレス決済による納入も可。また、県外に住所地及び就業地を有する者が郵送で申込む場合については、現金書留、定額小為替又は普通為替も可。)

(3) 申込先

受験者の住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所。(北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては保健所各衛生課、久留米市にあっては保健所。以下「保健福祉環境事務所等」という。)

ただし、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部生活衛生課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。)

6 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

7 受験願書等の用紙の配布

受験願書等の用紙は、5(3)申込先の場所での配布又は郵便により送付する。

なお、郵便による送付を希望する者は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角2号「定形外」)を必ず同封のうえ、令和7年7月10日(木)(必着)までに、生活衛生課に請求すること。

8 合格発表及び合格通知書の交付

合格発表は、合格者の受験番号を令和7年9月24日(水)午前9時00分に保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示並びに県ホームページに掲載することによって行う。

また、試験に合格した者には、合格通知書を交付する。

9 注意事項

- (1) 受験票は、令和7年8月22日(金)頃に本人あて郵送する。
- (2) 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「クリーニング師受験願書在中」と朱記すること。
- (3) 受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。
- (4) 郵便事情等により、受験願書等(領収証紙含む)が届かなかった場合でも、県は一切の責任を負わない。
- (5) 試験当日は、12時45分までに入室を済ませること。なお、試験会場までは公共交通機関を利用すること。(試験会場の駐車場には駐車できない。)
- (6) 筆記試験開始後30分までは入室を認めるが、これ以降は入室を認めない。
また、実技試験については、試験開始までに教室に入室していなければ受験できない。
- (7) 試験中、計算、辞書、検索、通信、撮影のいずれかの機能又はこれに類似する機能を有する電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等)の電源を入れることを禁止する。(時計として使用することも禁止。)

- (8) 台風などにより、やむを得ず試験日を延期する場合がある。
- (9) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。